

CSR光テレビ利用規約

株式会社C・S・R

第1章 総則

第1条 (本規約の適用)

1. 株式会社C・S・R (以下、「当社」といいます。)は、このCSR光テレビ利用規約 (以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約によりCSR光テレビサービス (後記第2条第1号に定義し、以下、「本サービス」といいます。)を提供するものとします。
2. 当社は、本規約に関する追加、削除、特約等の条件 (以下、「特約条件」といいます。)を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

第2条 (定義)

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「CSR光テレビ」とは、映像通信網サービス (後記第9号に定義します。)であって、当社が指定する映像通信網サービスの第1種契約者回線 (以下、「第1種契約者回線」といいます。)からの着信のために提供するものでCSR光テレビの名称で提供するものをいいます。なお、ここにいる当社指定の映像通信網サービスとは、東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社 (以下、合わせて「NTT東西」といいます。)が別に契約する登録一般放送事業者 (後記第26号に定義します。)との「映像通信網サービスに関する契約書」に基づき提供する映像通信網サービスのことをいいます。
- (2) 「光コラボレーション事業者」とは、NTT東西の提供する光コラボレーションモデルを活用し光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスを提供する事業者をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための契約をいいます。
- (4) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込みをした者をいいます。
- (5) 「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (6) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (7) 「電気通信回線設備」とは、電気通信設備のうち、送信と受信の場所の間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。

- (8) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (9) 「IP通信網サービス取扱所」とは、本サービスに関する業務を行う当社または卸電気通信役務提供事業者または当社委託先事業者の事務所および設備施設のことをいいます。
- (10) 「映像通信網」とは、通常70MHzから770MHzおよび1032MHzから2072MHzまでの周波数帯域の映像ならびに映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備をいいます。
- (11) 「映像通信網サービス」とは、映像通信網を使用して行う電気通信サービスをいいます。
- (12) 「回線終端装置」とは、CSR光回線（後記第22号に定義します。）の終端の場所に当社が設置する装置（ONU等）のことをいいます。
- (13) 「端末設備」とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内に設置される配線設備および端末機器をいいます。
- (14) 「自営端末設備」とは、会員が設置する端末設備をいいます。
- (15) 「自営電気通信設備」とは、会員が設置する電気通信設備で、端末設備以外のものをいいます。
- (16) 「フレッツ光」とは、NTT東西が「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。
- (17) 「フレッツ光回線」とは、NTT東西が「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた回線をいいます。
- (18) 「フレッツ・テレビ伝送サービス」とは、NTT東西が提供する映像通信網サービスのことをいいます。
- (19) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (20) 「料金等」とは、本規約に基づき会員が負担すべき債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (21) 「新規申込」とは、CSR光テレビを利用されていない申込者が、当社に本サービスの申込みを行うことをいいます。
- (22) 「転用」とは、フレッツ光回線におけるフレッツ・テレビ伝送サービスをご利用中の申込者が、本サービスに切り替えることをいいます。
- (23) 「事業者変更」とは、光コラボレーション事業者が提供する光回線の利用者が、他の光コラボレーション事業者またはNTT東西が提供する光回線への移行を行うことをいいます。

- (24) 「CSR光回線」とは、当社がCSR光契約約款に基づき提供する光ファイバーを用いた回線をいいます。
- (25) 「CSR光回線等」とは、CSR光回線および当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。
- (26) 「CSR光サービス」とは、NTT東西の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。
- (27) 「卸電気通信役務提供事業者」とは、当社と卸電気通信役務の提供にかかる契約を締結している電気通信事業者をいいます。
- (28) 「登録一般放送事業者」とは、放送法第126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像通信網サービスを利用して一般放送を行う事業者をいいます。

第2章 サービスの提供等

第3条 (サービス提供区域)

本サービスの提供区域は、日本の全都道府県のうちNTT東西が定める区域とします。なお、サービス提供区域は変更される場合があります。

第4条 (端末設備の貸与)

1. 当社は、会員から請求があった場合は、料金表に定めるところにより端末設備を貸与します。ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき、または保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。
2. 当社から端末設備の貸与を受けている会員は、会員が端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。
 - (1) 利用契約が終了したとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
 - (2) その他利用契約の内容の変更に伴い、当該利用契約に係る端末設備を利用する必要がなくなったとき。

第3章 契約の成立等

第5条 (契約の単位)

当社は、CSR光回線1回線につき一つの利用契約を締結します。

第6条 (契約の申込み)

申込者は、本サービスの申込みにあたっては、C S R光契約約款および本規約に同意の上、当社所定の方法により行うものとします。申込者および会員は、本サービスを利用した時点でC S R光契約約款および本規約に同意したものとみなします。なお、本サービスの申込みは、申込者がC S R光契約約款に基づき、C S R光サービスの提供を受けるための契約を締結しているか、または同時に申し込む場合に限り、行うことができるものとします。

第7条 (提供条件)

本サービスは、C S R光回線上でのみ提供されるものとします。

第8条 (契約の申込みの承諾)

1. 本サービスに係る契約は、第6条(契約の申込み)に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。また、申込日より180日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申込みの取消しをさせていただくことがあります。
 - (1) 新規申込みの場合、本サービスの工事完了日に利用契約が成立するものとします。
 - (2) 転用の場合、当社が転用受付手続きの完了を確認した日に契約が成立するものとします。
 - (3) 事業者変更の場合、当社の事業者変更手続きが完了した日に契約が成立するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者の住所が当社が別途指定する本サービスの提供地域外であるとき。
 - (2) 当社または卸電気通信役務提供事業者に本サービスの申込みを受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。
 - (3) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
 - (4) 当社が提供する電気通信サービスまたはその他のサービスにおいて、過去に不正使用または料金等の不払い等の理由により契約の解除または利用を停止されていることが判明したとき。
 - (5) 申込みの際の必要事項を申告していただけないとき。
 - (6) 事業者変更において変更元の光コラボレーション事業者およびNTT東西による当社への事業者変更の手続きに必要な申込者に係る情報の提供について、申込者が変更元の光コラボレーション事業者またはNTT東西に対し承諾を与えなかったとき。

- (7) 申込みの際の申告事項に事実との相違があったとき。
 - (8) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。
 - (9) 申込者が18歳未満であるとき。
 - (10) 申込者が成年被後見人、被保佐人、被補助人または18歳以上20歳未満の未成年者のいずれかであり、申込みの手続が成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に保佐人、補助人もしくは親権者の同意を得ていなかったとき。
 - (11) 申込者が、第14条(料金等の支払い方法)第1項第2号に定めるクレジットカード払いのために指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
 - (12) 申込者が、前号のクレジットカードを発行したクレジットカード会社から、クレジットカード利用規約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。
 - (13) 申込者が、現に当社または当社が別途「電気通信事業等における個人情報の取り扱いについて」において個人情報を当社と共同利用する者または第三者提供先として定めた会社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずまたは遅延しているとき。
 - (14) 申込者が過去に当社、または当社が別途「電気通信事業等における個人情報の取り扱いについて」において個人情報を当社と共同利用する者または第三者提供先として定めた会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。
 - (15) 第18条(禁止事項)および第19条(反社会的勢力に関する保証)に定める条項に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (16) その他当社が適当でないと判断するとき。
3. 当社は、契約成立後、会員に対し、その契約内容を明らかにした書面を、当社所定の方法により、交付します。

第9条 (契約申込み時の告知事項の変更)

- 1. 会員は、第6条(契約の申込み)に定める契約申込み時に告知した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に通知するものとします。
- 2. 当社は、前項の通知があった場合は、当該通知内容について、前条(契約の申込みの承諾)第2項各号の該当性を改めて確認します。また、当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項の通知内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
- 3. 当社は、第1項の通知内容が前条(契約の申込みの承諾)第2項各号に該当しないと判断した場合は、当該判断をした日から本サービスの利用について変更された事項を適用するものとします。

4. 当社は、第1項の通知内容が前条（契約の申込みの承諾）第2項各号に該当すると判断した場合は、第22条（当社が行う契約の解除）第1項に準じて利用契約を解除できるものとします。
5. 申込み事項に変更が生じたにもかかわらず、速やかに変更申込みがなされないことにより、当社に何らかの損害が生じた場合は、会員は、当社に対しその損害を賠償する責任を負うものとし、会員に何らかの損害が生じた場合であっても、当社はその損害を賠償する責任を負いません。なお、この場合、当社は変更前の申込み内容にしたがって本サービスの提供を行うものとします。

第10条 （住所等の移転）

1. 会員が住所等を移転する場合で、その移転先が、本サービスの提供地域内である場合は、会員は移転先において本サービスの利用契約を継続することを当社に対して申し込むことができるものとします。ただし、移転先によっては、技術上その他の理由により本サービスの提供ができない場合があることを、会員はあらかじめ承認するものとします。
2. 会員が前項の申込みを行う場合は、会員が住所等を移転する前に行うものとし、その手続きについては、第6条（契約の申込み）および第8条（契約の申込みの承諾）の規定が適用されるものとします。また、会員は当社の移転手続きに係る工事費等その他の料金を支払うものとします。
3. 第1項の申込みがなされた場合、移転元における転出にかかる工事が完了する日までの期間について、会員は移転元における本サービスの料金等を支払う義務を負うものとします。また、会員は移転先での工事が完了した日から移転先における本サービスの料金等を支払う義務を負うものとします。
4. 第1項の申込みがなされたにもかかわらず、当社が第1項の申込みに対する承諾をしなかった場合、会員が住所等を移転したときに利用契約の解約の通知がなされたものとみなします。この場合は、当社は第21条（会員が行う契約の解約）の規定に従い解約の手続を行うものとします。
5. 会員が住所等を移転するにもかかわらず、第1項の申込みをしない場合、会員は第21条（会員が行う契約の解約）の規定に従い解約の通知を行うものとします。
6. 前項の解約通知がなされず、または解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、会員は利用契約の終了までに発生する当社に対する料金等の債務を支払うものとします。
7. 会員が住所等を移転したにもかかわらず第1項の申込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第22条（当社が行う契約の解除）の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。

8. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された端末設備等を含む接続機器をすみやかに返還するものとします。

第4章 料金等の支払い

第11条 (料金等の起算日)

本サービスの申込みをした場合の料金等の起算日は、第8条(契約の申込みの承諾)に定める本サービスの契約成立日の属する月の翌月1日とします。ただし、当該契約成立日が、その属する月の当月1日である場合には、同日を料金等の起算日とします。

第12条 (料金等)

1. 会員は、本サービスの利用料金(月額費用)、手続きに関する料金、工事費その他各種料金等の具体的な金額および算定方法は、料金表に定めるとおりとします。このうち、工事費について、工事着手後工事未了の間に、申込者又は会員の責めにより工事を中止した場合は、当社が別途定める規定により、途中までに要した工事費を請求いたします。なお、支払いに関しては、別段の定めがない限り、当社または集金代行業者(次項において定義します。)が集金するものとします。
2. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為を第三者(以下、「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。
3. 会員は、利用契約申込み後、速やかに当社または当社の定める集金代行業者が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を、当社の定める支払方法であれば当社に対し、当社の定める集金代行業者が定める支払方法であれば当社の定める集金代行業者に対し、通知することとします。
4. 当社の料金等の支払方法等については第14条(料金等の支払い方法)に定めるところによるものとします。
5. 料金等の支払いの履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払いの確認ができなかった場合には、会員が選択した第14条(料金等の支払い方法)第1項第1号から第3号までに定める支払い方法にかかわらず、履行が遅延している料金等および支払いの確認ができない料金等のみならず、その後に発生する料金等についても、同第4号に定める集金代行業者を介した支払いの方法により、請求することができるものとします。
6. 当社は、本約款において明示的に定める場合の他、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。
7. 料金等の支払方法を当社もしくは当社の定める集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払いの確認ができない等の事由により、当社または当社の定める集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定め

る事務手数料を加算して料金等を請求いたします。

第13条 (工事費の支払い)

1. 会員は、新規申込、転用または事業者変更に伴う工事完了後、本サービスの解除等があった場合も、工事費について支払う義務を免れないものとします。
2. 会員は、会員が行う契約の解約（第21条）または事業者変更に伴う契約の解除（第22条）、その他当社が行う契約の解除（第23条）等本約款の規定に基づき利用契約が終了した場合には、前項の工事費の残額を、当社が定める支払期日までに一括して支払うものとします。

第14条 (料金等の支払い方法)

1. 第12条(料金等)第1項に定める料金等について、会員は次の各号のいずれかの支払方法により当該料金等を支払うものとします。
 - (1) 口座引落とし
 - (2) クレジットカード払い
 - (3) コンビニエンスストア払い
 - (4) 当社の定める集金代行業者を介した支払い
2. 会員が、前項第2号に定めるクレジットカード払いによる支払方法を選択した場合、料金等は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。
3. 第1項第4号に定める集金代行業者を介した支払方法は、当社の定める集金代行業者と会員との間で締結する契約によるものとします。
4. 会員は、第1項第4号に定める集金代行業者を介した支払方法を選択した場合、集金代行手数料月額200円(税込220円)を負担するものとします。
5. 会員が、第1項第1号および第2号に定める口座引落としまたはクレジットカード払いによる支払方法を選択したにもかかわらず、会員の責めに帰すべき事由により口座引落としまたはクレジットカード払いによる支払いが行われなかった場合、当社は、会員に対し第1項第3号に定めるコンビニエンスストア払いによる支払いを請求することができるものとします。この場合において、当社が会員に対して送付するコンビニエンスストア払いに係る請求書の発行手数料200円(税込220円)の他、その支払いにあたり必要となる手数料等の料金や費用は、会員が負担するものとします。
6. 前項の規定にかかわらず、会員が、第1項第1号から第3号に定める口座引落とし、クレジットカード払いまたはコンビニエンスストア払いによる支払方法を選択したにもかかわらず、会員の責めに帰すべき事由により口座引落とし、クレジットカード払いまたはコンビニエンスストア払いによる支払いが行われなかった場合、当社は、会員に対し第1項第4号に定める集金代行業者を介した支払いを請求することができるものと

ます。この場合においては、第4項の規定を準用するものとします。

第15条 (料金等の計算等)

1. 当社は、料金等について、本規約に別段の定めがある場合を除いて毎月暦月末日をもって締切ったうえで請求し、会員は、本規約に別段の定めがある場合を除いて翌々月5日までに、これを支払うものとします。
2. 契約開始月については、第8条(契約の申込みの承諾)に定める契約成立日が属する月の翌月から起算し、同月から月額利用料をお支払いいただくものとします。ただし、契約成立日がその属する月の当月1日である場合には、当月が契約開始月となり、同月から月額利用料をお支払いいただくものとします。
3. 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合には、会員は、利用契約の終了日が属する月の当月1日から利用契約の終了日までの日数にかかわらず、利用契約の終了日が属する月まで月額利用料をお支払いいただくものとします。
4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項の料金計算の起算日、締切日を変更することがあります。

第16条 (延滞利息)

会員は、料金等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払うものとします。

第17条 (端数処理)

当社は、料金等その他の計算において、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。なお、日割計算は当該月の暦日数を用いて行うものとします。

第6章 サービスの利用停止等

第18条 (禁止事項)

1. 会員は、本サービスの利用にあたって以下の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (3) 他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。

- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
 - (5) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。
 - (6) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (7) 当社が認める場合を除き、当社が利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡する行為。
 - (8) 通信の伝送交換に妨害を与える行為。当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除き、当社が利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、または付加物品等を取り付ける行為。
 - (9) 当社の承諾なく、会員として有する一切の権利を譲渡、使用許諾、売却または担保に供する行為。
 - (10) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - (11) その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 会員は、前項に該当もしくは該当する恐れがあると当社が判断した場合、当社からの利用状況の確認に応じるものとします。
 3. 会員は、第1項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損した場合は、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第19条 (反社会的勢力に関する保証)

1. 会員は、利用契約の締結時および締結後において、会員(会員が法人である場合には、当該法人の役員〔取締役、執行役その他名称の如何を問わず経営に実質的に関与している者をいいます。〕および従業員を含みます。以下、この条において同じとします。)が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者その他反社会的団体に属する者でないことを保証します。
2. 会員が、前項に違反したと当社が判断した場合には、当社は、何らの催告を要せずして、利用契約を解除することができます。
3. 前項の規定により利用契約が解除された場合には、会員は当該解除に基づき当社に発生する損害を賠償する責任を負うものとし、当社は当該解除に基づき会員に発生した損害を賠償する責任を負いません。

第20条 (サービスの停止)

1. 会員が、CSR光契約約款または本規約に違反した場合、前条第1項に違反すると当社が判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第8条(契約の申込みの承諾)第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができます。

きるものとします。

2. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合、会員への本サービス提供を停止または制限する場合があります。
 - (1) C S R光契約約款または本規約の規定に違反したとき。
 - (2) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (3) 当社が提供する他のサービスまたは当社提携先事業者が提供するサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずにC S R光回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) C S R光回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下、「技術基準」といいます。）および端末設備等の接続の条件（以下、「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備をC S R光回線等から取りはずさなかったとき。
 - (6) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。
 - (7) 第14条（料金等の支払い方法）第1項第2号に定めるクレジットカード払いのために指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社から、クレジットカード利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
 - (8) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。
 - (9) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
 - (10) その他、当社が適当でないと判断するとき。
3. 会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。
4. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービスの停止・制限原因が解消されるまで、または利用契約が解約・解除され終了するまでの間については、会員は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止または制限により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

5. 本条の規定にかかわらず、当社は本サービスの停止義務を負うものではありません。

第7章 契約の解除

第21条 (会員が行う契約の解約)

1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。この場合の契約終了日は、解約の申出が、当社に到達した日の翌月末日とします。
2. 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、利用契約の解約があり利用契約が終了した後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第22条 (事業者変更に伴う契約の解除)

1. 会員は、事業者変更により利用契約を解除しようとする場合、当社所定の方法により事業者変更の申込みを行うものとします。この場合の契約終了日は、変更先の光コラボレーション事業者における事業者変更の手続きが完了した日とします。
2. 当社は、会員が事業者変更の申込みを行うことにより利用契約を解除しようとする場合、会員に対し事業者変更承諾番号(変更先の光コラボレーション事業者における手続きが可能な有効期限は発行日を含めて15暦日とします。)を発行するものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事業者変更承諾番号を発行しないことができるものとします。
 - (1) 会員が契約者IDの呈示ができないとき。
 - (2) 本サービスが利用停止となっているとき。
 - (3) 会員による料金等の支払債務の履行遅延または不履行があったとき。
 - (4) 第13条(工事費の支払い)第2項に定める工事費の残額について、会員が当社への一括払いに応じず、または支払期日を経過しても一括払いの支払いが確認できないとき。
3. 事業者変更により利用契約が解除された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。この場合も、第16条(延滞利息)および第17条(端数処理)の規定が適用されるものとします。

第23条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、以下の各号の一に該当する場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解除できるものとします。
 - (1) 第20条(サービスの停止)第1項および第2項に基づき本サービスの利用停止または制限を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なお

その事由が解消されないとき。

- (2) C S R光回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（C S R光回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下、同じとします。）を行うことができないとき。
2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) C S R光契約約款または本規約の一に違背する行為を行ったとき。
 - (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があったとき。
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があったとき。
 - (4) 本サービスの利用契約成立後に、第8条（契約の申込みの承諾）第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。
 - (5) その他、会員として不適切と当社が判断したとき。
 - (6) 会員が死亡したことを当社が知ったとき。
 - (7) 会員が、事業の全部または重要な一部を譲渡、廃止もしくは変更し、もしくはその他会社分割、合併、解散の決議をしたとき、または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続に入ったとき。
 - (8) 第10条（住所等の移転）第7項に定める事由があるとき。
 - (9) C S R光契約が、会員によるC S R光契約約款第30条（会員が行う契約の解約）に基づく解約、会員による同約款第31条（事業者変更による解除）に基づく解除、当社による同約款第32条（当社が行う契約の解除）に基づく解除その他の理由により終了したとき。
 3. 利用契約が解除された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。この場合も、第16条（延滞利息）および第17条（端数処理）の規定が適用されるものとします。
 4. 前項に定めるもののほか、契約解除の有無にかかわらず、第2項に定める解除原因に関連して、または契約解除に伴って、当社が損害を被った場合、当社は会員に対し、その賠償請求を行うことができるものとします。

第8章 会員の責務等

第24条 （会員の責務）

1. 会員は、自己の費用と責任で、本サービスの利用に関し、自営端末設備を用意し、本サービスを利用するものとします。
2. 会員は、自己の費用と責任で、自営端末設備および自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合させ、これを正常に稼働させるように維持するものとします。
3. 会員は、当社が利用契約に基づき設置した一切の設備のうち、会員の所有物でない設

備を善良な管理者の注意をもって保管するものとします。

4. 会員は、本サービスを利用することができなくなった場合は、その旨を当社に通知するものとします。

第9章 保守

第25条 (会員等の切分責任)

1. 会員は、自営端末設備または自営電気通信設備がCSR光回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、会員から請求があった場合は、当社は、試験を行い、その結果を会員にお知らせします。
3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、会員の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、会員にその派遣に要した費用として、当該係員1人当たり、1回の派遣につき1万4000円(税込1万5400円)を負担していただくものとします。

第26条 (サービスの中止等)

1. 当社は、当社または卸電気通信役務提供事業者の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ない場合、またはCSR光回線等について回線収容替え工事を行う場合、本サービスの提供の全部または一部を中止することができるものとします。
2. 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合は、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保するために会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。
3. 当社は、前項にて定める法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、当社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または当社が設置する電気通信設備等の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社の判断により本サービスの提供の全部または一部を中止することができるものとします。

第27条 (修理または復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第25条(サービスの中止等)の規定により優

先的に取り扱われる重要通信を確保するため、当社が以下に定める順位に従ってその電気通信設備を修理、または復旧します。なお、当社は、当社の設置した電気通信設備を修理または復旧する場合は、故障または滅失したCSR光回線について、暫定的に収容IP通信網サービス取扱所またはその経路を変更することがあります。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 新聞社、放送事業者および通信社との契約に係るもの 金融機関との契約に係るもの 国または地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

第10章 免責

第28条 (責任の制限)

- インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。
- 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害の賠償に応じるものとします。

3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金（当社が別に定める料金表に規定する利用料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
4. 前2項の規定にかかわらず、端末設備に係る損害賠償の取扱いについて、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
5. 当社は、卸電気通信役務提供事業者等の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該卸電気通信役務提供事業者等から損害賠償金を受領したときには、当該受領額を本サービスが利用できなかった会員全員に対する損害賠償総額の限度額とし、第2項および第3項に準じて賠償請求に応じるものとします。
6. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかった場合は、当社は一切その責を負わないものとします。
7. 第2項の場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。

第29条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。
3. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、会員に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害について一切責任を負いません。
4. 当社は、本規約の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第30条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一本サービスの利用に関連し他の会員またはN T T東西その他第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して他の会員またはN T T東西その他第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、会員は、かかる紛争が和解、判決その

他の原因により終了するまで、当社に最大限協力する義務を負います。当社が、上記紛争により、他の会員またはN T T東西その他第三者に対して損害賠償責任を負い、これに基づく支払いをした場合には、当社は、会員に対して、支払いを余儀なくされた損害賠償額、自らに生じた財産上および信用上の損害、および弁護士費用その他の実費を含む費用を求償することができます。

2. 当社が別途指定したもの以外の機器、方法を用いて本サービスを利用した場合に生じた不具合または損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、会員が自らの責任でこれを処理するものとします。

第11章 その他

第31条 (通知・連絡等)

1. 当社は、会員への通知・連絡等を電子メールの送付、または当社W e bサイトへの掲載にて行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社W e bサイトを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社のW e bサイト上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 会員が当社W e bサイトを確認したか否かに関わらず、当社がW e bサイト上に通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。

第32条 (承諾の限界)

当社は、会員から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第33条 (本サービスの変更・廃止)

1. 当社は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を変更または廃止することがあります。なお、本サービスを変更または廃止する場合は、相当な期間前に会員に電子メールまたは書面にて通知するものとします。
2. 当社は、前項による本サービスの全部または一部の変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第34条 (会員からのCSR光回線等の設置場所の提供等)

1. CSR光回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社がCSR光回線等および端末設備を設置するために必要な場所は、その会員から無償にて提供していただきます。ただし、会員から要請があった場合は、当社は、そのCSR光回線等の設置場所を提供することがあります。
2. 当社がIP通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、会員から無償にて提供していただくことがあります。
3. 会員は、CSR光回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を希望する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第35条 (屋内同軸配線工事)

1. 当社は、会員から請求があったときは、当社が別途定める登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先として指定した利用回線である場合に限り、屋内同軸配線(その利用回線の回線終端装置から自営端末設備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、この条において同じとします。)に係る工事を行います。
2. 会員は、前項の請求に対する当社の承諾を受けたときは、当社が別途定める工事費を支払うものとします。
3. 屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、本規約に定める本サービスの規定に準ずるものとします。
4. 会員は、当社が屋内同軸配線工事の一部を工事業者に委託した場合において、当該工事業者に当該工事を直接申し込む必要があることについて承諾するものとします。この場合、会員は、当該工事業者に対し、当該工事業者が別途定める工事費を支払うものとします。

第36条 (第三者への委託)

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第37条 (サービスの利用)

1. 会員は、本規約その他当社が随時通知・連絡等する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
3. 当社は、本サービスの種類等に応じ、その利用にあたって別途制限事項を設けることがあります。この場合、会員は当該制限事項に従うものとします。

第38条 (会員情報の通知等)

1. 会員は、当社が本サービスを提供する目的で、以下の各号所定の会員情報をNTT東西に通知すること、およびNTT東西が当該情報を記録・保有することについて予め承諾するものとします。
 - (1) お客様情報
 - (2) 工事に係る情報
 - (3) サービス申込みおよび利用情報
 - (4) 廃止、移転、名義変更等に係る異動の事実
2. 会員は、NTT東西が、以下の各号において、前項に基づきNTT東西の保有する会員の情報を第三者（会員が契約を締結している事業者に限ります。以下、この条において同じとします。）に開示する場合があることについて予め承諾するものとします。
 - (1) 第三者から請求があった場合における、通信履歴等その会員に関する情報の開示
 - (2) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示
3. 会員は、当社が変更元の光コラボレーション事業者として事業者変更の手続きを行うに当たり、当社が変更先の光コラボレーション事業者及びNTT東西に対し会員名、CSR光回線設置場所住所、サービス利用情報等事業者変更の手続きに必要な会員情報を通知することについて予め承諾するものとします。

第39条 (NTT東西との相互通知事項)

会員は、本サービスを提供する目的で、当社とNTT東西との間で以下の各号所定の事項を相互に通知する場合があることを承諾するものとします。

- (1) お客様情報
- (2) 申込み手続きの処理状況
- (3) サービス利用情報
- (4) 廃止、移転、名義変更等に係る異動の事実
- (5) 通信履歴等

第40条 (個人情報等の保護)

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」および総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の遵守徹底を図り、当社のプライバシーポリシーに従い適切に実施します。

第41条 (消費者契約法の特例)

当社と会員との間における本規約に基づく契約が、消費者契約法第2条第3項の定める

消費者契約に該当する場合には、本規約において当社の免責を定める規定がある場合であっても、当社の故意・過失により会員に生じた損害については本条の定めを適用するものとし、当社が会員に対して負う損害賠償責任は会員から受領した金員または1万円のいずれか高い金額を限度とし（ただし、第27条（責任の制限）第2項、第3項および第5項が適用される場合においては、各条項に定めのある金額を限度とします。）、それを超える部分については弊社は責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重過失が認められる場合にはこの限りではありません。

第42条 （準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第43条 （管轄裁判所）

会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

（2017年11月1日制定実施）

（2018年9月1日改定実施）

（2019年7月1日改定実施）

（2020年9月9日改定実施）